

いわちゃん ポスト

岩井やすのりの県政かわら版

千葉県議会議員

岩井やすのり

プロフィール 1970年(昭和45年)生まれ 48歳
早稲田大学大学院 政治学研究科修了
H27年 千葉県議会議員 2期目当選
県土整備常任委員、県視覚障害者協会評議員

岩井やすのり 議員事務所

TEL: 0476-36-7799

HP: <http://www.iwai-y.jp> メール: mail@iwai-y.jp

印旛郡栄町安食台 2-26-23(栄町役場前大山ビル 2F)

県道170号栄橋南詰交差点 渋滞解消の手立て

慢性的な渋滞ポイントとして問題視されてきた、我孫子市布佐地先の県道170号栄橋南詰交差点。渋滞解消策としての矢印式信号等の導入を求めてきましたが、「平成20年警察庁指針」が大きな壁となっています。

●栄橋を渡る車両等、右折車の滞留で慢性渋滞

栄橋南詰交差点は、利根川と並行して走る県道170号線と栄橋を渡る主要地方道千葉竜ヶ崎線が交わる交通の要所地。千葉県と茨城県を結ぶ栄橋はもちろん、成田方面と柏、我孫子方面をつなぐ県道170号線の通行量も多く、右折車両の滞留により慢性的な渋滞にさいなまれてきました。



同交差点の信号機に表示があるように、栄橋を渡る千葉竜ヶ崎線には時差式信号が導入されている一方、利根川に沿って走る県道170号については、矢印式信号も時差式信号も導入されておらず、その改善が求められてきたのです。

●右折車線ない十字路 時差式・矢印式信号不可

千葉県警は同交差点について、県道170号線において、双方車線の右折詰まりによる渋滞から矢印式信号の設置の必要性を認めています。向かい合う車線の両方に右折車線がないことがネックとなっています。というのも、仮に右折車線がない車線上に右折矢印式信号を設置した場合、矢印にしたがって進行する車



両と、右折ではないため進行しない車両が同一車線に混在し、事故を誘発しかねない状況となるからです。

また、時差式信号の導入についても、赤信号で早切りされた側の右折車と青信号の対向直進車との事故発生の危険性が高いとされており、同様にT字路または右折レーンを設けた十字路でなければ、その導入が認められないこととなっています。

●南詰交差点の右折車線設置 県議会で働きかけ

これらの時差式信号機等に関する設置方針は、平成20年に警察庁から示されたものであり、この基準に逆らった設置はありえないところ。したがって、栄橋南詰交差点に渋滞解消策としての矢印式信号や時差式信号を導入するためには、県道170号線の柏方面側の車線に右折レーンを設置することが必要となります。

栄橋南詰交差点は私にとって選挙区外となるところですが、特に印西市や栄町住民の利用も多く、何より円滑で安全な車両の通行を阻む大きな問題であることから、県議会にてしっかり取り上げてまいります。

県保健所 食品衛生監視員に法定外任用の疑い

県健康福祉センター(以下、県保健所と表記)にて、飲食店等での立ち入り検査等を実施する食品衛生監視員に、法定資格を持たない職員の任用が繰り返されている実態が、岩井の調べにより明らかとなってきています。

●強制立ち入り、無償収去する等の重大権限

食品衛生監視員とは、食の安全を確保する役割を担う行政職員のこと。保健所には必ず配置することとなっており、飲食店の営業許可にあたっての現地調査、営業施設に対する監視や指導、営業施設からサンプリングした食品検査等を担っています。

昨年夏に、群馬県内の惣菜店で販売された総菜を食べた女兒が亡くなるという痛ましい集団食中毒事件が発生しましたが、そういった際に施設に立ち入って原因調査を行い、原因食品の販売禁止、施設の営業停止等の行政処分を行うのも食品衛生監視員の仕事なのです。

●「栄養指導員2年」食品衛生監視員に法定外任用

食品衛生監視員は、裁判官の令状なしに営業施設に強制的に立ち入ったり、試験の試料に用いるための食品等を無償で収去(取り立てること)したりする等の重大な権限を行使することに加え、そもそも食品衛生に関わる

食品衛生監視員の任用資格(食品衛生法 30 条等)

- ① 食品衛生監視員養成施設において課程を修了した者
- ② 医師、歯科医師、薬剤師または獣医師
- ③ 大学等において、医学、歯学、薬学、獣医学、畜産学、水産学、または農芸化学の課程を修めた者
- ④ 栄養士で2年以上食品衛生行政に関する事務に従事した経験を有するもの

法令等、高度に専門的な知識と能力が求められる職務です。したがって、食品衛生法等により、同職に任用される職員は「医師、歯科医師、薬剤師または獣医師」や「栄養士として2年以上食品衛生行政に従事した者」等に限定されているのですが、県保健所ではこういった法定資格を持たない職員の任用が横行しているのです。

問題となっているのは、栄養士ではあるものの、「食品衛生」ではなく、栄養指導員としての「健康増進」に関する事務経験を以て、食品衛生監視員に任用してしまっているケース。

健康増進法を法的根拠に保健所に配置される栄養指導員は、食品に関する業務にあたるというものの、健康増進や栄養成分表示の適正化を目的とする職務。食品衛生法を根拠として、衛生基準の遵守、食中毒防止を図る食品衛生監視員とはとんだ畑違いであり、法に定められた「食品衛生行政に関する事務(2年以上)」とは到底認められないのです。

●厚生労働省担当課「他県では聞いたことがない」と驚き

この「栄養指導員」のケース以外にも、左枠内③の「医学、歯学、薬学…」の課程を修めていない職員であるにもかかわらず、あえて大学等での履修証明書の提出を求めず食品衛生監視員に任用していたケースや、資格のいづれにも該当しない臨床検査技師を任用していたケースもあるとされており、厚生労働省の担当課職員も「他県では聞いたことがない」と驚きを隠しません。

民間の飲食店や食品販売店等には食品衛生に関する法厳守を求める一方で、その監視、指導を行う保健所や担当職員が法を無視する現状は到底看過できません。食品衛生監視員の法定外任用の全容解明と早期改善を求め、さらに調査を進めてまいります。

食品衛生監視員への法定外任用

